

下水汚泥燃焼灰の肥料登録について

全国の自治体で初めて下水汚泥燃焼灰を「菌体りん酸肥料」として登録しました。燃焼灰はりん酸の濃度が高く、肥料原料として利用することが期待できます。埼玉県では、燃焼灰を肥料原料で利用することに関心のある肥料会社を募集します。

1 肥料登録の概要

- (1) 肥料名 荒川クマムシくん1号
- (2) 生産事業場 荒川水循環センター
- (3) 保証成分 りん酸全量 16.0%

2 菌体りん酸肥料とは

菌体りん酸肥料は、国内資源である下水汚泥から作られる肥料の利用促進のために、令和5年10月にできた新しい肥料規格です。

農林水産大臣の確認を得た品質管理計画の下で肥料生産するもので、肥料成分が保証され、肥料会社が肥料の原料として利用することができます。

3 肥料会社の募集

燃焼灰を菌体りん酸肥料に登録したことで、肥料利用に関心のある会社に提供することができるようになりました。

下水道事業課のHPで、肥料利用に関心のある会社や協力して肥料生産に取り組みたい会社を募集します。

募集HP <https://www.saitama.lg.jp/c1502/shigen/hiryou.html>

ホームページでは、埼玉県の下水汚泥の肥料利用に関する取組や肥料成分、有害成分の分析結果なども紹介しています。